

本学農学部は、明治二十三（一八九〇）年六月に、それまで農商務省の所轄であつた東京農林学校を文部省に移管しさらに帝国大学の一分科に格上げ改組して、農科大学として本学の一部局となつた。この農科大学の設置は帝国大学が容易に受容れるところとならず一時極めて紛糾したのであるが、そこで問題とされた事項の一つに、他の帝国大学分科大学学生が高等中学校を経由してきているのに対し、東京農林学校生徒がそれ独自の予科から進学する制度となつていて、両者の学科程度を同等とは見做し難いということがあつた。

移管当時、修業年限三年の東京農林学校予科には各学年はば同数で約一七〇名の生徒が在籍していたが、それらは右非難に対処して修業年限の一年延長を余儀なくされ、翌明治二十四年九月以降順次農科大学に入学して、二十七年九月には予科に在籍する者はいなくなつた。また移籍された生徒は、予科生に限らず旧本科生を含めて、

（旧東京農林学校生徒が）農科大学学生トナリ又ハ農科大学ノ予科ヲ経テ学生トナリ卒業シタルトキハ農科大学准卒業生トナス但高等中学校ニ於テ学力ノ檢定ヲ經高等中学校卒業生ト同等ノ資格アリト認メラレタル者ハ農科大学卒業生トナス

という規定が設けられ、学士称号は他の分科大学卒業生同様与えられたが、單純に帝国大学の卒業生を謳うことは認められなかつたのである。

このように東京農林学校から帝国大学農科大学に移された生徒達は苦い経験を強いられることとなつたが、ここに掲載した證書は丁度その時のもので、その意味で貴重なものである。河原次郎は明治二十一年九月に一五歳で東京農林学校予科に入学後二学年の時に右移管に会い、二十五年七月に予科を修了して農科大学に入学し、二十八年七月に卒業、農学士となつた。後に愛媛県松山の廣瀬家を嗣いで廣瀬と改姓した。本證書類は元工学部（土木工学）名誉教授廣瀬孝六郎（旧姓奥田）氏に伝えられ、今回都市工学研究室の市川新助教授の仲介で拝見する機会を得たものである。

なお修得科目、担当教官の自筆署名・印を網羅的に列記する卒業證書は大正八年七月の卒業生まで授与され、以後は簡略になつた。

私立法律學校特別監督に關する文部大臣達 (本文参照)

總長 書記官
 法律大學
 文部大臣
 帝國大學
 東京府下に設置し私立法律學校ニシテ
 適當ト認ムルモノヲ擇ビ左ノ條規ニ依リ
 特ニ其學總長ヲシテ之ヲ監督セシム
 ルコトアル可シ
 明治十九年八月廿五日
 文部大臣 森有禮

私立法律學校特別監督條規
 第一條 文部大臣ハ東京府下に於テ適當ナリ
 ト認ムル私立法律學校ヲ擇ビ特ニ帝國大學
 總長ヲシテ之ヲ監督セシムルコトアルヘシ
 但本條ノ學校ト雖モ高一級私立學校ノ例
 ニ依リ地方官ノ管理ヲ受クヘキハ勿論ク
 第二條 帝國大學總長ノ監督ニ屬スヘキ私立
 法律學校ハ必要ノ普通學科ヲ修メリル者ヲ
 シテ入學セシムルニテ三年以上ノ課程ヲ以テ左ノ
 三科ノ一ヲ教授スルモノトシ

總長 書記官
 帝國大學
 本年八月二十五日附テ以テ訓令
 及ニ候私立法律學校特別監督
 條規ニ據リ東京府下に設置し專
 修學校明治法律學校東京專門學
 校東京法學校英吉利法律學校ノ
 五校ヲ其學總長ニ於テ監督スヘ
 明治十九年十一月二十九日
 文部大臣 森有禮

總長 書記官
 帝國大學
 明治十九年八月廿五日及同年十一
 月廿九日付私立法律學校特別監督
 條規ニ依リ訓令ハ自今渾テ廢止ス
 明治廿一年五月四日
 文部大臣 子爵 森有禮